

# 伊奈町総務建設産業常任委員会

令和2年6月5日（金曜日）

埼玉県伊奈町議会

1. 招集年月日

令和2年6月5日(金)

2. 場所

全員協議会室

3. 開会・閉会等時刻

◎開会 午前 9時00分

・休憩 午前 9時14分

・再開 午前 9時14分

・休憩 午前 9時39分

・再開 午前 9時41分

・休憩 午前 9時54分

・再開 午前 9時54分

・休憩 午前 10時03分

・再開 午前 10時19分

・休憩 午前 10時25分

・再開 午前 10時26分

・休憩 午前 10時26分

・再開 午前 10時26分

◎閉会 午前 10時26分

4. 出席委員名

委員長 栗原恵子

副委員長 戸張光枝

委員 武藤倫雄、上野尚徳、大沢淳、佐藤弘一、青木久男

議長 村山正弘

5. 欠席委員氏名

委員 なし

6. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 嘉無木栄 局長補佐 小坂真由美

7. 説明のため出席した者の職・氏名

町長 大島 清

副町長 関根良和

教育長 高瀬 浩

企画総務統括監 藤倉修一、くらし産業統括監 藤村伸一、健康福祉統括監 小島健司、都市建設統括監 安田昌利、会計管理者 中村知義、教育次長 石田勝夫、企画課長 久木正、総務課長 増田喜一、生活安全課 鳥海博、福祉課長 松田正、子育て支援課 瀬尾奈津子、アグリ推進課長 秋山雄一、元気まちづくり課長 澤田勝、土木課長 中本雅博、都市計画課長 高山睦男

開会 午前 9時00分

○栗原恵子委員長 おはようございます。

皆さんおそろいの方ですので、始めてよろしいでしょうか。

新型コロナウイルス感染症対策として、出入口の扉の開放及び窓を少し開けておきますことをご了承ください。また、マスクにつきましても原則着用としておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいまから総務建設産業常任委員会を開会いたします。

本日、町民の方から本委員会を傍聴したいとの申し出は、今のところありません。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、申し出があった場合には許可しないこととしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○栗原恵子委員長 異議なしと認め、申し出があった場合は許可しないことといたします。

審査に入る前に、大島町長からご挨拶をいただきたいと思います。

○大島 清町長 それでは、改めましておはようございます。

今日は総務建産常任委員会を開催いただきまして、ありがとうございます。

新型コロナの関係については、もう既にご承知のとおりでありますけれども、4月7日に緊急事態宣言が発令されて、約2か月たちます。そんな中で、伊奈町は4月10、11、13日の県の発表以来、3人でずっと止まっております。そういう意味では町民の皆さんを初め、議員の皆さん方にもご協力いただいて止まっている、大変うれしく思っているところであります。それなりの外出自粛ということで、しっかりと皆さん方に守っていただいていると思っております。

今、気になっているのは、中小企業なので、埼玉りそな銀行・武蔵野銀行・埼玉縣信用金庫、3行の支店長に会って、現在の中小企業の様子はどうかという、そんな話を聞きました。今、町長、融資がものすごく増えているということでもあります。極めて大変だということがよく分かります。

日本政策金融公庫、いわゆる昔の国民金融公庫でありますけれども、10倍の申込みがあるということでありまして、出るまで2か月かかるということでもあります。そういう中で、中小企業の逼迫というのはかなりのものだなと思っております。我が伊奈町、1,500社ほど中小企業ありますけれども、1社たりとも潰すことがないように、行政としてもしっかり頑張りたい、こんなふうにいるところであります。

しっかりとした対応がこれからまだまだ続くと思っておりますので、どうぞ委員の皆さん方におかれましてもご協力賜りますように、心からお願いして挨拶いたします。

○栗原恵子委員長 ありがとうございます。

当委員会に付託されました案件は、議案5件であります。

これらの議案を一括議題といたします。

なお、本会議における提案説明並びに自宅での調査期間もありましたので、直ちに質疑に入ります。

初めに、第53号議案 令和2年度伊奈町一般会計補正予算（第4号）の所管事項について、質疑を行います。

6ページの歳入全般について、質疑のある委員は挙手お願いいたします。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

続いて、歳出に対する質疑に入ります。

7ページの第2款総務費について質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

8ページの第5款農林水産業費について質疑はありませんか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 おはようございます。

こちらの説明の中で、用水伏越し工事の施工監理委託料ということで計上がございますが、この監理は本村用水に関してのみの監理なのか、ほかのものにわたるのか。また、請負工事業者が管理できない、別で委託するというところに何か特別な理由があれば、お聞かせください。

○栗原恵子委員長 アグリ推進課長。

○秋山雄一アグリ推進課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどのご質問の施工監理業務委託でございますが、これは本村用水の工事限定の委託でございます。施工監理の業者を想定しているところは、設計業者等々のコンサルタント業務をやっているところでございます。現場が川の中での工事のため、ぬかるんだ状態で工事をすることが1点と、この用水路は伊奈町で一番早く水が入る用水でございます。4月の初めには水が来てしまいますので、工事の遅延は間違いなく米の作付けの時期に影響が

出てしまうということで、工事の早期から綿密に施工計画、それと施工監理、工事打合せで綿密な計画を立てながら、工事遅延のないよう、確実に業務を実施するための施工監理を想定しております。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 ほかにありませんか。

上野委員。

○上野尚徳委員 お願いします。今の、施工監理委託料ということでの金額だったんですけども、ちょっと高過ぎないかなという気がするんですけども、ほかに見積りを取ったりして、金額を精査したのでしょうか。請負金額がこの下なのかなと思いますけど、そうするとかなり割合的に多いのかなと感じるんですけども、いかがでしょうか。

○栗原恵子委員長 アグリ推進課長。

○秋山雄一アグリ推進課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、工事費でございますが、こちらの下に出ている工事費の935万円プラス昨年度繰越しをご承認いただいた4,867万5,000円がありますので、総体的には工事費は約5,800万円になります。それと、先ほどご指摘いただいた価格の正当性を検討したのでしょうかということでございますが、私ども補正予算を計上する際に、2社参考見積りを取りまして、あと私どもの積算基準でも試算をいたしました結果の金額でございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 ありがとうございます。1割ぐらいというところだと思うんですけども。

そうすると、その下の5,000万円ちょっとの工事費には、現場監理費だとかそういった監理費というのは含まれていないということで、監理費に関してはそのうちの委託料のみということで解釈してよろしいでしょうか。

○栗原恵子委員長 アグリ推進課長。

○秋山雄一アグリ推進課長 工事の中には経費というものがございしますが、一般管理費という事務費やその他人件費等々を含めた経費は含めておりますが、工事の施工監理という観点では、当然施工業者でも工程を考えたり安全な工事の施工について検討したりはいたしますが、専門的な見地からこちらのコンサル会社に委託をするという意味で、工事にはダブったような経費というものは計上しておりません。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 ほかに質疑ありませんか。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

次に、第7款土木費について質疑はありませんか。

青木委員。

○青木久男委員 おはようございます。

21号線の工事設計料が計上されております。現状と、工事をするだろうその内容を、まずお願いいたします。

○栗原恵子委員長 土木課長。

○中本雅博土木課長 ただいまの青木委員のご質問にお答えをさせていただきます。

この21号線は、令和元年12月議会で請願採択された道路でありまして、車道と路肩の部分に段差があるということで、非常に危険な状況でございます。東側につきましては、段差がそれほどなかったことと、道路表面の雨水排水の関係で特に問題ないということで、今現在、砕石を敷き、車道と同じ高さにしております。そこに外側線を引き、歩行者が通行できるような空間を確保しております。

西側につきましては、民地との段差で、民地の出入りですとか路面からの雨水が民地に入ってはいけないということで、今年度測量調査させていただいて、民地の出入りに支障がないような形で、なおかつ民地に道路の路面排水が入っていかないような形で、どういったことができるかということ、民地の方と相談しながら、今年度に計画を立てまして、来年度以降、側溝等を入れるような整備工事ができればと、今計画をしているところでございます。

以上になります。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 ありがとうございます。すぐにというわけではございませんけれども、端緒に取りかかったということで、来年以降早期の完成を望みたいと思います。これは先ほども話ありましたけれども、長い間近隣住民の方から、このところ危ないからというような声があったと思います。直接的には、高校3年生の女子学生が毎朝学校に通うのにととても不便だということの請願が出たと。議会でも満場一致で採択していただいたということで、彼女の願いがかなったということで、ひとつこれからもよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○栗原恵子委員長 次、佐藤委員。

○佐藤弘一委員 質問が青木委員と似ていますので、大体分かりましたので、結構です。

○栗原恵子委員長 ほかに質疑ありませんか。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

10ページから19ページまでの給与費明細書について質疑はありませんか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 これはよく出していただいているのですが、15ページとかを見ると、状況がみんな1月1日現在ということで、人数であるとかが出ていますね。これは表示の基準があるのかと思いますが、この場で検討するのがどうしても予算ということで、4月1日から年度に関しての予算になるので、ここを余白とかでもいいので、参考値という形でもいいんですが、人事異動が行われた後の4月1日現在のものを記載していただくということは、今後お願いできないかなと思うところなんですが、可能でしょうか。

○栗原恵子委員長 執行部の答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時14分

再開 午前 9時14分

○栗原恵子委員長 休憩を解いて会議を開きます。

総務課長。

○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

この給与費明細につきましては、今回職員の手当を補正させていただきましたので、変動部分につきまして記載してございます。委員ご質問の、例えば15ページの年度の関係ですとか記載の内容につきましては、この様式そのものが地方自治法の施行令で様式が決まっておりますので、こういう形で載せさせていただいておりますので、ご理解賜われればと思います。

○栗原恵子委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 今年度の情報は、参考値でも載せられないということによろしいですか。

○栗原恵子委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。



給与費明細は、変動があった部分を載せるということでございまして、委員ご質問の、例えば職員の人数ですとか給与などにつきましては、人件費の補正をする際に載せさせていただきたいと思っておりますので、今年度の人数などを載せるというのは難しいものと思っております。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 そうすると、人数とかこういった等級ごとの人数というのが、あくまで1月1日現在、前年度のもの数字で表示されているということになります。当然、施行規則でなっているということは十分承知しているんですが。

今年度の予算として考えていく、検討していく、審議をしていくという中で、参考値の情報としてあってもよろしいのではないかなというところで発言させていただきましたので、機会があればぜひご検討をお願いいたします。

○栗原恵子委員長 答弁はよろしいですか。

○武藤倫雄委員 はい。

○栗原恵子委員長 ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて討論に入ります。

第53号議案のうち、所管事項に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 次に賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 討論の発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第53号議案のうち所管事項について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○栗原恵子委員長 起立全員です。

よって、第53号議案のうち所管事項については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第55号議案 伊奈町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につい

て、質疑のある委員は挙手願います。

大沢委員。

○大沢 淳委員 まず確認したいんですが、これはいわゆるPCR検査センター、北足立医師会でやっているそこに、町の職員が派遣されることを想定しているということよろしいということでしょうか。

○栗原恵子委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

一つの要因といたしまして、委員ご質問のとおり、郡市医師会のPCRセンター設置に伴いまして、町に対し職員の派遣要請がございましたので、今回、防疫作業手当につきまして追加させていただくというのが一つでございますが、もう1点、国でも、防疫作業手当につきましては新型コロナウイルス感染症の特例ということで、規則の改正がございましたので、その両方の理由により、今回町の条例改正をお願いさせていただくものでございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 PCR検査センターが町内にあるときに、町の職員が派遣されるのか、もしくは町外に移った場合でも派遣されるのかということと、それからこのPCR検査センター以外の防疫作業は、当面何か具体的に予定されているものがあるのかどうか教えてください。

○栗原恵子委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

5月にPCRセンターが設置された際も職員を派遣しましたがけれども、今月6月も北足立の鴻巣市、北本市、桶川市、伊奈町の区域内で桶川市内に設置されるということで、同じように郡市医師会から職員の派遣要請が来ておりますので、そちらへ派遣する職員も対象となります。

また、埼玉県から陽性者になった方で軽症の方で、自宅待機ではなくてビジネスホテルなどで待機して経過を見るというような対応をとっており、埼玉県内でも何か所か設置されておりますが、埼玉県から、そういったところに市町村の職員の応援ということで、具体的に派遣はしておりませんが、応援要請は来ておりますので、もし職員を派遣する場合はそういった方も対象となります。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 そうすると、設置場所が町外であっても町の職員が派遣されるという可能性  
があるし、逆に町内にあっても町外から、例えば桶川市や北本市の職員が派遣されることも  
あり得るということによろしいのでしょうか。

○栗原恵子委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

はい。町内に設置された場合でも、他市の職員が応援で来ておりますし、伊奈町も要請が  
あれば町外に派遣します。なお、この特殊勤務手当につきましては、町の職員がそういった  
業務に従事した場合、町の職員に対して支払う手当でございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 最後に、これはもともと県の補助事業として医師会に委託されてやっている  
わけなんです、県から町に対して補助金があるとか、もしくは検査センター、つまり医師  
会から町に対して、要請に応じてやっているわけですから、補助金などはあるのでしょうか。

○栗原恵子委員長 健康福祉統括監。

○小島健司健康福祉統括監 予算の関係は私のほうでお答えさせていただきます。

県の要請に基づきまして、郡市医師会で事業を今回始めたところでございますが、県の補  
助金があるようでございます。受入れにつきましては、直接県から郡市医師会にお金が行っ  
ているということで、町の予算を通してはございません。

以上でございます。

○大沢 淳委員 その予算から、この特殊勤務手当に財源が回るのかということ。

○小島健司健康福祉統括監 恐らく、ちょっと細かなことは分かりませんが、補助金につ  
きましては、医師ですとか事務費ですとか、そういったものが対象となっていると思います。  
町の職員分の手当とかそういったものには、その補助金とかは充てるような考えではないと  
思います。

○栗原恵子委員長 次、武藤委員。

○武藤倫雄委員 この条文を見ますと、第8条に関しては一般規定として今後も残っていくよ  
うな規定なのかと考えています。今現在いろいろな防疫作業がある中で、5行目で、「そ  
の他規則で定める防疫作業に対し」という言葉があるんですが、当然これは議決されれば速  
やかに7月1日からということなんですが、この規則というのは何か既存のものが既にある  
のか、それともこの条例制定後に規則を定めるのか教えてください。

○栗原恵子委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず規則があるかないかにつきましては、伊奈町特殊勤務手当に関する条例の施行規則がございますが、この防疫作業手当そのものが条例に規定がございませんので、防疫作業手当に関する規則での記載はございませんので、この条例可決後に速やかに改正させていただきたいと思っております。

ご質問の、規則で定める内容ということかと思えますけれども、基本的に第8条では感染症の患者が発生した場合などに、救護、移送、消毒等の作業、そういったものをする。それ以外に想定されるものとしたしましては、例えば感染症の病原体を有する家畜、例えば豚コレラ、今は豚熱と言うそうですけれども、そういったものが発生した場合ですとか、BSEの狂牛病、鳥インフルエンザなど家畜の伝染病予防、あるいは病虫害などが発生した場合を国の規則でも規定しておりますので、町もそれに倣いまして、規則に規定する考えでございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 次、青木委員。

○青木久男委員 3点ほど伺います。PCR検査場が開設されたというのは、我々ファックスで受け取りました。先ほどの質問の中にもありましたけれども、そこに派遣されている町職員の人数、市からの人数を教えてください。

○栗原恵子委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

町内にPCRセンターが設置されまして、5月12、13、14の3日間、職員2名、保健師の資格を持つ職員1名、一般事務職員1名の2名が派遣されております。同様に、鴻巣市、北本市、桶川市の職員も2名ずつ5月の期間の中で、3日から4日派遣されていると伺っております。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 今はもうやっていないんですか。

○栗原恵子委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

今日現在は設置されておりましたが、町内での設置は5月末まで設置されました。6月は、

来週の6月9日から桶川市内に設置されると伺っております。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 今はもう6月ですからね。何か先ほどの説明ですと、3日間しか派遣していないように聞き取れちゃうんですけれども、ちょっと違うんですか。30日までやったんですしたら、ずっと派遣していなくちゃいけないと思うんですけど。

○栗原恵子委員長 健康福祉統括監。

○小島健司健康福祉統括監 全体について申し上げたいと思います。このPCRセンターにつきましては、5月12日からとりあえず5月いっぱいということで、郡市で開始したものでございます。開催しているのが月曜日から金曜日の平日のみの、時間が午後12時から2時ぐらいまでの間ということで、5月につきましては、割り振りますと、伊奈町が3日間、そのほかの市につきましては、鴻巣市、北本市、桶川市、3市で4日間、人口が少ないということで、それでやりますとちょうど29日までで、全ての市がいったん一回りしたという形になります。

6月につきましては、郡市でも検討いたしまして、引き続きやはりやったほうがいいだろうということで、6月につきましても継続してやるということだったんですが、場所がちょっと伊奈町から替わりましたので、その辺の作業、いろいろな事務作業ですとかそういったものがありますので、来週の月曜日から再開するというので、今準備を進めているようでございます。

同じように平日の期間がありますので、6月につきましては恐らく伊奈町からは4日間程度の派遣に、失礼しました、来週の火曜日から、月曜日は準備で、来週の火曜日からということで、6月につきましては、町からは4日間程度の派遣になろうかと思えます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 はい、分かりました。そうしますと、私ちょっと勘違いしていたんですけれども、町から派遣する2名プラス他市からも2名ほどばかり来て、六、七名の派遣があって1か月やったということではなくて、3日間だけ伊奈町が2名派遣して、ほかのまた3日間だと思ってしまうんですけれども、ほかの市から2名ずつ派遣してというような理解でよろしいわけですね。分かりました。

2つ目は、当地区の医師会の協力を得てという話なんですけれども、ここの医師会というのは鴻巣市も入っているんですか。

○栗原恵子委員長 健康福祉統括監。

○小島健司健康福祉統括監 ちょっと医師会の仕組みがこの地区は複雑になっていまして、郡市の医師会というのが、今回PCRセンターをやっている主体なんですけれども、そこは鴻巣市と桶北、伊奈。伊奈町があるのは、その下に桶川、北本、伊奈地区の地区医師会というのがあるんですけども、そことプラス鴻巣市医師会を合わせて、郡市医師会を構成しているわけなんです。二重構造になっております。今回は大きな、鴻巣市、あと桶北、伊奈の医師会の合体した郡市のところで主催しています。

ただ、伊奈町はその下の桶川北本伊奈地区医師会というところにも属しておりますので、ちょっと二重構造で分かりづらいんですが、一応そういう形になっております。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 よく分かりました。それで結構です、どうもありがとうございます。

○栗原恵子委員長 ほかに質疑ありますか。

佐藤委員。

○佐藤弘一委員 そのPCR検査で検査した人数とかが分かりますかね。トータル的と、あと伊奈町の数だとか、分かる範囲で結構です。よろしくお願いします。

○栗原恵子委員長 健康福祉統括監。

○小島健司健康福祉統括監 申し訳ないんですが、結果と人数につきましては、一応非公表ということになっておりますので、これは郡市とあと近隣市町村と合わせた形で、一応公表はしていないということでご勘弁いただきたいんですが、ただ、伊奈町が担当した3日間につきましては、人数だけで申し上げますと、12、13、14日と行ったわけですが、定員が6名ですけれども、12日が6名、13日が5名、14日が1名、合計12名という形になっております。結果は申し上げられませんが、よろしくお願いいたします。

○栗原恵子委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて討論に入ります。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 次に賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 討論の発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第55号議案 伊奈町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○栗原恵子委員長 起立全員です。

よって、第55号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第60号議案 伊奈町中小企業・小規模企業振興基本条例について、質疑のある委員は挙手願います。

青木委員。

○青木久男委員 お伺いたします。基本条例ということで、伊奈町議会でも議会基本条例をつくりました。六、七年前になんですけれども、前文がしっかりしたものがあって、この条例のことを言っているんですけれどもね、大変力強いと。先ほどもが話ありましたように、コロナ禍の中で、中小企業等が大変な目に遭っている、それと直接は関係ないんですけれども、町長が音頭をとってこういう基本条例ができるということは、大変頼もしいなと思っております。

それで、この基本条例について、いつ頃からこの基本条例に取りかかって、どのような会議を経て成案を得たのか、まずお伺いたします。

○栗原恵子委員長 元気まちづくり課長。

○澤田 勝元気まちづくり課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

今回のこの中小企業・小規模企業基本条例の制定につきまして、まず令和元年6月から7月にかけて、対象とする企業に1,300社余りアンケート調査を行いました。その後、基本条例の制定の検討委員会を設けまして、第1回が令和元年11月19日、第2回が12月20日、第3回が令和2年1月21日に開催いたしまして、その後パブリックコメントを令和2年2月5日から3月5日まで実施したものでございます。

その後、町の条例等の中身の整理等を行いまして、今議会に提案させていただいたものでございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 町長。

○大島 清町長 今、澤田課長から話をさせていただきましたけども、本来9月議会に提案し

ようと考えておりました。そういう中で新型コロナウイルスが発生し、これは9月まで待ってられないよと。早く出して、町も中小企業を応援するんだと、そういう姿勢を示すことが大事だと。早く議決をしてもらって、町と商工団体、商工会になりますが、町と商工会が手を組んでしっかり中小企業を応援する、それが大事なことだということで、今回6月議会に提案させていただいた経緯でございます。

経緯については、今澤田課長から話をさせていただいたとおりでございます。しっかりと応援していく、そういう姿勢を見せることが大事だということであり、これから中小企業に対する支援も当然行っていかなくてはならないなと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 ありがとうございます。大変スピーディーな審議だったかなと思いますけれども。協力要請をするところに、もちろん本体の中小、そして小規模企業も含めて、町そして町民、そして金融機関等、あるいは商工会とかというところがございますけれども、町を挙げて支援するんだと、振興策に当たるんだということであると、例えば教育長おられますけれども、教育機関なんかもこういうものに、私は当然入れるべきだと考えているんですけれども、そういうような検討はちっともしなかったのでしょうか。

○栗原恵子委員長 元気まちづくり課長。

○澤田 勝元気まちづくり課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

教育機関ということで、町には日本薬科大学がございますので、大学等を条文の中に入れるということも検討したところでございますが、大学や研究機関との連携につきましては、今、町と日本薬科大学、またいきいき埼玉と三者で、豊かな地域社会の形成、発展と人材育成に寄与することを目的とした相互協定を締結してございます。

大学とも相談したところでございますが、この三者協定の中でしっかりと、町とあと地元企業の企業に対して責任を果たしていくというようなお話もございましたので、検討委員会の中で大学等の機関については、三者協定を優先させていただいて、この中には盛り込んでいないというような形になってございます。

ただ、薬科大学の協力を得まして、観光協会と一緒に商品を開発したり、また新規就農者の方とのコラボ商品を作ったりということをしておりますので、その中でしっかりやっていきたいとのお答えをいただいているところでございます。

以上でございます。



○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 分かりました。そういう個々の協定があるというのは分かりますけども、ここにそういうものをいわゆる表明するというのも大事なかなと思います。考えてみれば、ここに書いてあることは今の中小企業も小規模企業も、あるいは金融機関も商工会も、あるいは町も町民も、ずっと前から実践していることなんですね、これはね。ですから、これを基本条例として上げるんですから、そういう個々のものはとりあえずそこに置いておいて、ぜひ載せるべきだったと私は思うんですけども、次に改正でもする機会がありましたら、考えていただきたいと思います。

それから、教育関係で、大学だけでなく、学校でも普段の教育の中で、地域社会に貢献するためにというようなご指導いただければありがたいと思うんですね。どうでしょうかね。

○栗原恵子委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 9時39分

再開 午前 9時41分

○栗原恵子委員長 休憩を解いて会議を再開します。

教育長。

○高瀬 浩教育長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

今回、この60号議案のこの基本条例のことにつきましては、教育は直接関わっていないんですが、今担当と話をする中で、学校教育の中で少し関わっていることを申し上げます。

まず、町内のこういった中小企業等を含めて、中学2年生中心なんです、「社会体験チャレンジ事業」ということで、そういったところで働くことを通しながら、将来自分が目指すもの、そういったものを見つけ出す、あるいは考えていくようなきっかけにする場になっております。

それから、小学校でも中学校でも、学習の中で伊奈町のものを取り上げる場面、例えば小学校の3年生では町の農業とか工業、商業とかそういったものも学びますので、そういう中で貢献ということではないんですが、どういう実情にあるかということは学んでおります。そういうことを通しながら、子供たちが町内のこういった中小企業等に関心を持って学んでいき、また何か貢献できる、あるいはそういったことを考えること自体が生き方にもつなが

っていく、そのようなことで、教育においても考えていければと思っております。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 本当はこの条文に盛り込んでいただければありがたいんですけども、今回はなしということでも、そういう今教育長の話聞きまして、さらに学校でも地域振興、中小企業振興に協力というのも変ですけども、授業の中でそういう体制をつくっていただければありがたいと思います。

以上です、ありがとうございます。

○栗原恵子委員長 次、大沢委員。

○大沢 淳委員 先ほど答弁のあったアンケート調査の結果の特徴点について教えてください。

もう一つは、その結果も踏まえてなんですが、今回この条例そのものは決して珍しいものではありませんが、伊奈町として特別特徴がある点について、あればその条項などを教えてください。

○栗原恵子委員長 執行部の答弁を求めます。

くらし産業統括監。

○藤村伸一くらし産業統括監 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

アンケートでございますけれども、伊奈町の傾向といたしまして、法人の形態をとっている会社が90%を占めるというような状況と、やはり10人以下の小規模の方々の企業がかなり多いということもあります。そういうこともございまして、近隣の状況でございますと、中小企業振興条例というような名称で定めているところも結構あります。

ただ、私どもの町の場合に、小企業が多いということもございまして、中小企業・小規模企業振興条例ということで、小規模ということをおる程度クローズアップして、そういうところも目を向けながら振興していくというような形の条例になっております。

以上です。

○栗原恵子委員長 元気まちづくり課長。

○澤田 勝元気まちづくり課長 ただいまのご質問の、今回の基本条例の町の特徴的なものということで、第4条の町の責務の中の事業承継のための施策というものが、ほかのところと比べて、伊奈町独自として入れたものとなっております。具体的な施策については今後検討していくというような形になるんですが、町の責務の中に事業承継について記載をしているというものでございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 アンケートは恐らく多岐にわたっているので、特徴点として小規模企業に光を当てたということは分かりました。この前文が私なかなかすばらしいなと思って、先ほどの小規模企業もそうですけど、本当に中小企業の役割をきちんと評価していると。それを支える町の役割を明らかにしています。

そこで、先ほど事業承継が伊奈町の特徴だとあって、具体的な事業はこれから検討するとあったんですが、いくら理念がすばしくても、新たな事業が進まなければ意味がないので、今後、現段階でこの条例を基に新たに考えている事業があれば、ちょっと新型コロナウイルスで、これをつくっているアンケートの調査のときと全然状況が違いますから何とも言えませんが、この条例を基に新たな事業を検討していれば教えてください。

○栗原恵子委員長 町長。

○大島 清町長 この中小企業・小規模企業振興条例ですけれども、工業で従業員が20人以下、商業では5人以下、いわゆる小規模企業であります。中小企業の場合は、資本金1億円以下という規模の大きさというのがあります。

いわゆる商工会は商工団体ですので、商工に関する、工場に関する、そういうデータをたくさん持っていますけれども、役場としてはなかなか地元の企業との直接のコンセンサスというのはなかなか得られなくて、これをしっかりと情報を役場としても取りたいという希望がございます。

というのは、工場を移転したいんだけど、5,000坪ぐらいの土地ありませんか、そういうことで要望が結構あります。ですから、そういうものに対する要望をしっかりと行政が受け止められると、そして、そういうニーズをしっかりと捉えることが大事であると思っています。

そういう中で、先般条例の一部改正をして、商工会に職員を出向させるということができるといことにご承認いただいて、今年の4月から職員を1人派遣しております。いわゆる商工業に詳しくあるべきだと私も考えておりました、派遣したその職員が、町内の企業のいろいろな意味でニーズを捉えていくということが大事であると思っております、各企業を巡回する、そういう役目を一応お願いしているわけですが、今は、新型コロナウイルスで外に出られないものですから、そのニーズをまだ捉えておりません。これから新型コロナウイルスが収まり次第、しっかりとした情報データとして捉えていく、これが必要だなと思って

おります。

その情報がかなり行政として不足している部分があると、こういうことでありまして、それらも含めて、この振興条例の中で役所としてできることは何なのかということをしかりと捉えていって、商工団体と連携しながらさらに経済の活性化を図っていく、そういうことを考えている条例の一つでもあるということでありまして、ご理解いただければというふうに思います。

○栗原恵子委員長 元気まちづくり課長。

○澤田 勝元気まちづくり課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

これまでこの振興基本条例の制定に当たりまして、検討会を開催してまいりました。その中で、条例に対する検討会ということで開催した状態でございますが、その会議の中でも今後具体的に何をやっていくのか、そういう話し合いをする場をつくって、新たな町の施策等を検討する場をつくってほしいと、参加者の皆様から言われてございますので、しっかりとそこら辺の意見をまとめる検討会をつくらせていただきまして、今後の施策を反映させていきたいと考えております。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 やはり具体的な事業としては、例えば4条の2項に中小企業・小規模企業の受注機会の増大に努めると。仕事につながらないといけないわけですから、ぜひそういう仕組み、例えば今商工会を通じて、建設業にリフォームなどをしたときに補助が出るような仕組みがありますけど、そういう予算をしっかりと増やすとか、そうした仕組みと予算の確保をお願いして、質疑を終わります。

○栗原恵子委員長 次、武藤委員。

○武藤倫雄委員 多くは大沢委員と重複したので、割愛させていただきながらと思うんですが、まず、今回第2条の中で、町民を、町内に在勤または在学する者という関係町民という捉え方で、昨今の地域振興の在り方に非常に即したつくり込みをしていただいたなと感心申し上げます。

これまでも各立場で地域振興を推進してきた中で、ここで改めて町の責務を強く宣言していただいて、中小企業、それからその他の団体の役割を明記していただくとともに、町民の方たちに期待する理解と協力ということを盛り込んでいただきました。

これらはやはり広く周知するべきと思います。今、小規模事業者は非常に閉塞感や孤独感

を感じている中で、強く町その他の団体、町民から支えられているんだという気持ちにさせるためにも、通常の条例であれば制定後文章でホームページに掲示とか、規則を定める条例であればそういったものでもいいのかなと思うんですが、これは広く町民、町内で共有すべき理念が強く含まれているのかなと思ひまして、公表について、ぜひ効果的なものにしていただきたいなど期待するところなんです、今現在何かお考え、ご予定しているようなことはありますでしょうか。

○栗原恵子委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 9時54分

再開 午前 9時54分

○栗原恵子委員長 休憩を解いて会議を開きます。

元気まちづくり課長。

○澤田 勝元元気まちづくり課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

現在この条例制定後につきましては、町ホームページ、また広報等でPRをしていくという事を考えておりますが、そのほかにも、商工会を通して商工会の会報であるとか、そういう中でできるかどうかというのを含めて検討していきたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。

あと、今武藤委員から、在学の人も町民という形が入っている条例になっているということでお話ございました。先ほど青木委員から、教育の関係でいろいろとお話をいただきまして、その中でこちらの在学ということで町民の中に入っているという答弁が抜けてございましたので、町民の方の中に在学の方も入っているということでご理解いただければと思ひますので、よろしく願ひいたします。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 ほかに、青木委員。

○青木久男委員 今の、学校の、町民といえはみんな入っているという話ですけど、そんなのでしたら、中小企業の人だって何だって、町民の人はみんなそのひとくくりでいいじゃないですか。やはり私が言いたいのはそういうことではなくて、学校でも日頃から地域振興のために、子供や親に対してぜひ一助になるようにしてくださいという基本的な考え方を示した

らどうですかということを行っているので、子供や学校の先生が町民に入っているからそれはいいというのは、納得できませんね。どうですか。中小企業主も町民ですよ。我々も町民です。じゃ、そのひとくくりでいいじゃないですか。

○栗原恵子委員長 元気まちづくり課長。

○澤田 勝元気まちづくり課長 申し訳ございません。そういうような意味で、ちょっと私の言葉が足りなかったので申し訳ございませんが、用語の定義の中に入っているという言い方がちょっと乱暴かなと、今反省しております。

先ほど青木委員がおっしゃったように、家庭の中でも学校の中でも中小企業の役割について教えていくことが重要だということを、十分理解しておりますので、申し訳ございませんでした。

あと、今後商工会ともいろいろと協力をしながら、商工会でも今夏休みがちょっとどうなるか分からないということで、夏休みに計画していた職業体験も、今年度はちょっと実施できないという形でお話を伺っておりますが、そういう機会を捉えて、小・中学生の皆さんに町の中小企業のどういった仕事をやっているんだという体験の場もどんどん増やしていきたいと思いますので、ご理解賜われればと思います。よろしくお願いいたします。

○栗原恵子委員長 ほかに質疑ありますか。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて討論に入ります。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 次に賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 討論の発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第60号議案 伊奈町中小企業・小規模企業振興基本条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○栗原恵子委員長 起立全員です。

よって、第60号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第61号議案 上尾都市計画事業伊奈町中部特定土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について質疑のある委員は挙手願います。

青木委員。

○青木久男委員 お願いいたします。この区画整理事業も長い間やってきましたけども、いよいよ終盤ということで、清算に入るとということで、細かなことが条例案に提示されました。それで、清算に対しては支払う人、もらう人と2つ分かれちゃうんですけども、実際はどうなんでしょう、件数的には清算が何件あって、しかも徴収されるほう、交付する、それからあと金額の平均とか、そういうのが分かりましたら、参考までに教えていただきたいと思っております。

○栗原恵子委員長 都市計画課長。

○高山睦男都市計画課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

区画整理事業につきましては、今年の11月に換地処分を予定して、今事業を進めているところでございます。今清算の事務をしているところでございまして、清算金の対象となる人数につきましては、全部で1,400名いらっしゃいます。交付の方につきましては1,131名、徴収の方は269名になっております。

清算金の総額としますと、2億3,011万7,519円になっています。交付と徴収の清算金は同額になるようになっております。実際に清算金の平均については、今申し訳ないのですが、出しておりませんが、やはり大きい方ですと何百万という方もいらっしゃいます。徴収につきましても交付につきましても、大きい金額の方もいらっしゃいます。

今、説明会を行ってございまして、そういった方にもご理解をいただきながら、最終的には徴収の方の清算金を全部集めて、交付の方に全てお支払いできるように進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 そうしますと、徴収したものを交付してチャラになるということなんだろうけれども。区画整理をすると一般には財産価値が上がるわけですから、交付というか、前よりも財産が上がった人は返済しなくちゃならないと。数は大変少ないんですけども、逆に下がっちゃった人に穴埋めしなくちゃいけないというようなことなんですね。

何百万というといひどいあれなんですけれども、財産があるからそういう話になるんでしょうけれども、簡単にちょっと、今割り算をして教えてくださいよ。交付、徴収、平均何円と

いうのをぜひ知りたいので、お願いしたいと思います。

もう一つ。財政融資をするということで、金利が大分低いんですけども、これを使わない、もちろん現金で出せばいいんですけども、中には一般の金融機関からそういうような勧誘を受けているという人がおられるんですけど、大変高い金利になっちゃうんですけども、財政融資をぜひ進めるといようなことをやっておられるでしょうか。その際の金利は幾らになるのか教えてください。

○栗原恵子委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時19分

○栗原恵子委員長 休憩を解いて会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

都市計画課長。

○高山睦男都市計画課長 お答えいたします。

まず、清算金の交付・徴収の方の平均の額についてお答えいたします。清算金の交付につきましては、権利者の方がお金をもらえる方になりますが、そのもらえる方の平均の額が約20万3,000円になります。徴収の方、これは権利者の方がお金を払う方になりますが、その平均の額が約85万5,000円になっております。

徴収になりますが、徴収の最大につきましては、伊奈町になっております。金額もですか。金額につきましては約8,400万円です。

〔発言する人あり〕

○栗原恵子委員長 青木委員、委員長を通してください。

○高山睦男都市計画課長 交付につきましては、最大はJRになります。金額が約6,900万円になります。

財政融資資金の利率につきましては、令和2年6月1日以降適用のものになりますが、元金均等で半年賦償還、貸付け期間が5年以内、据え置き期間がなし、固定金利の貸付け利率につきましては、年0.002%となっております。

○栗原恵子委員長 青木委員。



○青木久男委員 これは希望者全員をもちろん対応できるんでしょうけども、希望しないで民間の高いのに、引っかかるというのは変ですけど、そちらのほうに勧められちゃっているようなことの懸念とかは、今のところ生じていないですか。

○栗原恵子委員長 都市計画課長。

○高山睦男都市計画課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

現時点では、分割納付の場合につきましては、この0.002%を適用させていただくことになりますが、清算金について融資をしている金融機関もありますので、どちらを利用されるかにつきましては権利者の方に選んでいただくことになると思いますが、原則的には、やはりこちらの分割納付の利率がかなり低い利率となっておりますので、こちらを使われると思います。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員、よろしいですか。

○青木久男委員 はい、了解です。

○栗原恵子委員長 ほかに質疑ありますか。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて討論に入ります。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 次に賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 討論の発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第61号議案 上尾都市計画事業伊奈町中部特定土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○栗原恵子委員長 起立全員です。

よって、第61号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第62号議案 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について、質疑のある委員は挙手願います。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて討論に入ります。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 次に賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 討論の発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第62号議案 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○栗原恵子委員長 起立全員です。

よって、第62号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設産業常任委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

暫時休憩とします。

執行部の退席をお願いいたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○栗原恵子委員長 休憩を解いて会議を開きます。

次に、協議事項に移ります。

本年度の所管事務調査は中止とします。

ほかに皆様方から何かございますか。

暫時します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時26分

○栗原恵子委員長 休憩を解いて会議を開きます。

閉会の前に、副委員長よりご挨拶をお願いします。

○戸張光枝副委員長 早朝より大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

○栗原恵子委員長 これをもって閉会いたします。

皆様お疲れさまでした。

閉会 午前10時26分